

固定資産税は負担調整でゆるやかな上昇に

今年、固定資産税の算定の基礎となる評価額を見直す3年に一度の評価替えの年にあたります。

これは地価の上昇率、不動産鑑定等を考慮して町が評価額を決定するものです。

当町の今までの宅地平均価格は2,726円で、県下80市町村中73位と低い水準にあったため、近隣市町村

との均衡を保つ意味からも、今回上昇率は61%となり、平均で4,378円(県下61位)となりました。

しかし、負担調整措置があり、この上昇率がすぐ税額にはねかえるわけではありません。

なお、田畑については、米価等の据置及び収益性が伸びていないことなどから、上昇を抑制しました。

年度	評価額				課税標準額/税額			
	田	畑	宅地	山林	田	畑	宅地	山林
平2年	81,195	55,564	2,724	31,224	81,195 1,136	55,564 777	2,724 38	31,224 437
平成3年度評価替え								
平3年	86,060	59,431	4,378	36,355	83,224 1,165	56,953 797	3,132 43	34,346 480
4年	↓	↓	↓	↓	85,305 1,194	58,376 817	3,602 50	36,355 508
5年	↓	↓	↓	↓	86,060 1,204	59,431 832	4,142 57	36,355 508

(注)
田・畑・山林については1000㎡当たりで宅地については1㎡当たりの数値です
(単位:円)

※↓は評価額は同じです。

負担調整措置とは、土地の評価替えに伴う税負担の増加を緩和するための措置です。

〔宅地の場合〕宅地の上昇率(当該年度分の価格4,378円÷前年度課税標準額2,724円)は1.61%で負担調整率(右表)1.15%が求められます。

この負担調整率を前年の課税標準額2,724円に乘じたものが平成3年度の課税標準額3,132となり、これに $\frac{1.15}{100}$ を乘じて得た税額が43円になります。

負担調整率算定表

区分	上昇率	負担調整率
住宅用地	1.27倍以下のもの	1.05
	1.27倍を超え、1.43倍以下のもの	1.075
	1.43倍を超え、1.6倍以下のもの	1.1
	1.6倍を超え、2.0倍以下のもの	1.15
	2.0倍を超え、2.4倍以下のもの	1.2
	2.4倍を超え、3.0倍以下のもの	1.25
	3.0倍を超えるもの	1.3

地域交通安全活動 推進委員が誕生

駐車問題をはじめとする、地域における交通問題について活動する「地域交通安全活動推進委員」の制度は、3年1月から全国でスタートしました。
当町では、海保貞夫さん(八日市場交通安全協会副理事長)、吉田二三男さん(八日市場交通安全協会・光支部長)の2人が任命されました。



税のプロムナード

おたくの生命保険は大丈夫?

備えあれば憂いなし。いざというときに頼りになるのが生命保険金。しかし、保険料負担者と被保険者と受取人との関係によって、

この生命保険金に対する税の扱いが大きく違ってくるのをご存知ですか?

その理由は、これらの関係によって、課税関係が相続税、贈与税、所得税のいずれかにあてはまることになり、課税方法が変わってくるからです。

保険金の額にもよりますが、受取人を変更するだけで数百万円以上の税額の違いが出ることもあります。

おたくの生命保険についても、一度お調べになられたらいかがでしょうか。備えあれば憂いなしです。

4月は 13日(土)と27日(土)

第2・4土曜日
役場は休みです

・休まない施設
町民会館・東陽病院・各小中学校